

静岡県スタートアップ公共調達モデル創出事業 参加規約

本事業参加規約（以下、「本規約」といいます。）は、静岡県（以下、「主催者」といいます。）が主催し、JellyWare 株式会社（以下、「運営受託者」といいます。）が運営を受託する以下に定める本事業（以下、「本事業」といいます。）へ参加するに際して遵守すべき事項を定めます。

<本事業の概要>

- ・事業名：静岡県スタートアップ公共調達モデル創出事業
- ・実施期間※：令和7年9月22日（月）～ 令和8年3月31日（火）
- ・主催者：静岡県
- ・運営受託者：JellyWare 株式会社

※上記実施期間終了後、静岡県の令和8年度当初予算成立を条件として、令和8年度中に実証実験及び効果検証（以下、「実証実験等」といいます。）を実施するものとし、本規約が適用されるものとします。ただし、参加者と主催者間にて別途契約等が締結された場合は、当該契約等が本規約より優先されます。

【定義】

○本規約における用語の定義は以下のとおりです。

- ・「応募者」とは、本事業に応募し、応募資格を満たしている者をいいます。
- ・「参加者」とは、本事業に応募し、応募資格を満たしている者のうち、主催者が実証実験等の実施者として採択した事業者をいいます。
- ・「参加者等」とは、応募者と参加者の総称をいいます。
- ・「主催者等」とは、主催者および運営受託者の総称をいいます。
- ・「提案」とは、参加者等が本事業の目的を果たすために考案・作成して提出した一切の提出物（媒体を問わず、文章、スケッチ、図、3D データ、CG データ、写真、音声、動画、ソフトウェアおよびプロトタイピングしたハードウェアならびに本事業におけるプレゼン内容を含みこれに限定されません）をいい、実施期間内及び実証実験等の期間内に提出された一切のものをいいます。
- ・「参加者等の権利」とは、参加者等が本事業に参加する以前から保有していた著作権（著作権法第27条および第28条所定の権利を含みます）、特許権、実用新案権、意匠権、ノウハウ等その他一切の権利（以下、「知的財産権等」といいます。）をいいます。

【知的財産権等について】

- ・本事業において「知的財産権等」とは、次に掲げるものをいいます。

- (1) 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に規定する商標権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、及び外国における上記各権利に相当する権利
 - (3) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - (4) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、主催者等参加者協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- ・本事業において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、著作権の対象となるものについては創作、ノウハウの対象となるものについては案出をいいます。
 - ・本事業において、知的財産権等の「実施」とは、特許法第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法第 2 条第 2 項に定める行為、商標法第 2 条第 3 項に定める行為、著作権法第 2 条第 1 項第 15 号及び同項第 19 号に定める行為並びにノウハウの使用をいいます。

【本事業における成果物の帰属】

- ・本事業における参加者等による単独の提案は、参加者等に単独で帰属します。また、参加者等の単独の提案に含まれる参加者等の権利は、主催者等に移転せず、参加者等に留保されます。
- ・参加者及び主催者等が、本事業の実施に伴い単独で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権等は、発明等を行った者に単独で帰属します。
- ・参加者及び主催者等が、本事業の実施に伴い共同で行った発明等に関する知的財産権等は参加者と主催者等で共有するものとします。この場合の共有持分は参加者及び主催者等の均分とします。ただし参加者と主催者等の協議により持分割合を変更することができます。
- ・共有となった知的財産権等に関し、出願することになった場合には、参加者及び主催者等は共同で出願等の手続を行うものとします。出願費用等の詳細は参加者及び主催者等の協議により定めます。ただし、当該発明等に係る共有持分を相手方から書面を以て譲り受けたときは、譲り受けた参加者及び主催者等は単独で出願等を行うことができます。
- ・本事業の実施に伴い、商標権の対象となるもの（以下、「標章」といいます。）が創作された場合には、参加者及び主催者等協議の上、どちらかに単独で商標権を帰属させるものと

します。

- ・参加者等及び主催者等は、他方当事者に対し著作権人格権を一切行使しないものとします。
- ・参加者及び主催者等は、自己に属する担当者の本事業の実施に伴い得られた知的財産権等について、参加者又は主催者等それぞれの内部規則等により当該担当者個人ではなく、参加者又は主催者等の法人に当該知的財産権等が帰属することを保証するものとします。

【本事業に提出された提案の使用許諾】

- ・参加者は、主催者等が要請し、参加者及び主催者等協議の上、参加者が承諾した場合には、本事業のために参加者が提出した提案に含まれる著作物を主催者等に対して非独占的に使用許諾するものとします。使用許諾の条件については参加者及び主催者等協議の上、決定します。

【参加者及び主催者等共有の知的財産権の行使】

- ・参加者及び主催者等が本事業の実施に伴い共有の知的財産権等を取得した場合、その実施権限は、次に定めるとおりとします。
 - (1) 自ら実施する場合(参加者及び主催者等が第三者に委託して自らのために実施させる場合を含む)
相手方の同意や相手方への対価支払いを必要とせずに実施することができます。
 - (2) 当該知的財産権を第三者に実施許諾する場合または第三者に譲渡する場合
実施許諾又は譲渡の可否及び条件について、相手方と協議の上合意する必要があります。

【成果の報告】

- ・参加者は本事業における実証実験等の成果を、主催者等の求めに応じて報告する必要があります。

【経費の支払い等】

- ・本事業における実証実験等は、静岡県令和8年度当初予算成立を条件として、令和8年度中に実施する予定です。
- ・経費負担の方法及び上限等は静岡県の令和8年度当初予算成立を条件とするもので、主催者により変更される可能性があります。なお、主催者が本事業において参加者に支払う金銭は、令和8年度当初予算の範囲における実証実験等のための実証経費です。
- ・本事業は、県が将来的にスタートアップから公共調達を行うことを目指すものですが、あくまで、実証実験等の結果を踏まえて検討されるものであり、実証実験等の実施後における県と参加者との将来的な契約ないし取引を保証するものではありません。

【個人情報の取り扱い】

- ・本事業実施に際し主催者等が応募者及び参加者から取得した個人情報は、主催者及び運営受託者の個人情報保護方針に基づき、適正に取り扱います。

静岡県「個人情報保護制度について」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/gyoseikaikaku/kojinjohohogo/1002312/1011646.html>

運営受託者「個人情報取扱規定」

https://drive.google.com/file/d/1B7M2ks3yEz8lrzzu089R5GzwfBHwImMT/view?usp=drive_link

- ・参加者等は、本事業への応募及び参加にあたっては、本事業実施に際し主催者等が取得した応募者及び参加者に属する者の個人情報を、以下のとおり第三者に提供することについて同意するものとします。

提供される場面	提供先である 第三者	提供される項目	提供先第三者の 利用目的
本事業への応募 から採択まで	主催者等が指名 する本事業に関 する審査員	・勤務先企業 ・所属 ・氏名 ・メールアドレス ・電話番号 ・提案の内容 ・その他、本事業申込画面 にて登録した内容	・本事業準備における、 応募者の確認や審査 をするため ・応募者に対する事前 連絡事項の通知その 他本事業準備で必要 な範囲
採択以降	主催者が指名す る実証実験等に 協力する者	「本事業への応募から採 択まで」の場面で提供して いなかった上記欄記載項 目の情報および本事業の 実施に際して運営受託者 が取得し、運営受託者が本 事業運営のために必要と 判断する参加者に属する 者の個人情報（提案内容を 含みます。）	・参加者の確認 ・本事業における実証 実験等の実施のため ・上記のほか、本事業運 営のため

【広報等の利用】

- ・主催者等は、提案の概要や本事業に関する取り組みの様子（記録写真等を含む。）を、主催者等の広告宣伝目的のために、ウェブサイト（SNS を含む。）やチラシ、パンフレット等の宣伝販促物に掲載することができます。また、主催者等は、本事業実施後の検証や主催者が行う将来的な別事業のための研究事例として活用する目的で、内部的にこれらを

利用することができることとします。ただし、外部に公表されることとなる宣伝販促物を構成する提案の概要および写真等について、参加者等から事前に協議の申し入れを受けた場合には、掲載内容について当該参加者等と協議するものとします。

【規則・指示等の遵守】

- ・参加者等は、本事業が行われる施設の設備、機械、装置、工具等を利用するに際しては、当該施設の管理者および主催者等の規則・指示等に従うこととします。参加者等が、故意または過失により施設内の設備、機械、装置、工具等に損傷を与えた場合、その修理・取替費用等を負担していただく場合があります。

【責任】

- ・主催者等の故意または重過失により、参加者等が損害を被った場合、当該有責当事者が当該参加者に対し、当該損害（直接かつ通常の損害に限定され、逸失利益および弁護士費用を含みません。）を賠償するものとします。なお、主催者等は本項に定める以外の責任を負わないものとします。
- ・参加者等が、本事業の実施に際し、主催者等または他の参加者等に損害を与えた場合、当該参加者はその損害を賠償するものとします。また、参加者等が本規約に違反したことにより第三者（他の参加者を含みます。）との間で生じたクレーム・紛争については、当該参加者と当該第三者との間で処理・解決するものとし、主催者等は、一切の責任を負わないものとします。

【反社会的勢力排除】

- ・参加者等は、反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）に現在および将来にわたって該当しないこと、並びに、資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力等の維持、運営または経営に協力もしくは関与すること等により反社会的勢力等との何らかの交流または関与を現在および将来にわたって行わないことを表明し、保証します。

【規約違反】

- ・参加者等が、本規約の定めに違反したと主催者が判断した場合、主催者は、当該参加者等に対し、本事業参加の拒否または取消しを行うことができるものとします。

【本事業の中止等】

- ・主催者は、天災その他の原因で、本事業の運営上やむを得ない場合には、参加者等に事前の通知なしに本事業を中止、中断又は修正（内容変更を含みます。）ができるものとします。

【誠実協議】

- ・本規約の解釈に関する疑義が生じた場合は、各当事者の間で誠意をもって協議し解決するものとします。

【合意管轄】

- ・本規約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上